平成２８年（フ）第４０号
松江市東出雲町揖屋3405番地　雇用促進住宅１号棟201
債務者　佐野木沙矢香
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５２号
埼玉県戸田市笹目１丁目23番地の30
債務者　下瀬えりか
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９４号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目４番18号203、旧住所さいたま市北区吉野町２丁目285番地14
債務者　金子　恵美（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
岡山県倉敷市浜町１丁目２番５号　浜町旭パレス205
債務者　北辻　貴章
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
岡山県倉敷市浜町１丁目２番５号　浜町旭パレス205
債務者　北辻　由美
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
岡山県倉敷市北畝１丁目14番17号　ホープ・ロッジ北畝104
債務者　野村　勝彦
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６５２号
札幌市西区発寒12条３丁目13番５号
債務者　鎌田ミヱ子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７１号
札幌市東区北32条東６丁目２番10号　エクセル32Ａ102号
債務者　関口　　邦
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７７号
札幌市北区新琴似８条12丁目２番25号　ハイツ寿晃102号
債務者　若月　　毅
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８号
群馬県藤岡市下戸塚143番地
債務者　田島　淳一
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５１２号
福岡市中央区今泉１丁目９番６―404号
債務者　鈴木　智景
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５５号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳南２丁目21番33号
債務者　新開　順恵
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９６号
福岡県筑紫野市二日市中央６丁目３番５―501号
債務者　三宅　一雄
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８１号
長崎県長崎市西町33番15号
債務者　中田　好恵
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
群馬県太田市飯田町1111番地篠原アパート、住民票上の住所岡山県倉敷市中庄団地26番１―401号市営中庄団地
債務者　中ノ神宏昌
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４８号
群馬県邑楽郡大泉町仙石３丁目25番１号　スバル大利根寮３号館222号、前住所北海道札幌市豊平区西岡４条14丁目12番13号
債務者　佐藤　喜彦
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５０２号
愛知県あま市上萱津銭神15番地　ＶＩＰ７501号
債務者　堀田　珠惠
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部